

令和 8 年度 高知県バス運転士等確保支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和 43 年高知県規則第 7 号。以下「規則」という。）第 24 条の規定により、高知県バス運転士等確保支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

第 2 条 県は、公共交通の担い手を確保し、その維持及び確保を図るため、運転士又は空港グランドハンドリングスタッフとして就職する県外からの移住者に対し、交通事業者が支給する移住支援金等の一部について、予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

第 3 条 この要綱において、次の各号に掲げる意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助事業者 別表第 1 に掲げる交通事業者等をいう。
- (2) 運転士 主たる業務としてバス、路面電車又は鉄道の運転に従事するものをいう。
- (3) 空港グランドハンドリング 航空機が空港に到着してから出発するまでに行われる航空機の航行に必要な作業の総称をいう。
- (4) 採用移住者 補助事業者が令和 8 年度に運転士又は空港グランドハンドリングスタッフとして新たに採用する高知県外からの移住者であって、別表第 2 に掲げる要件を全て満たすものをいう。
- (5) 移住支援金 補助事業者が採用移住者に対し、高知県に移住するために要した経費を補助することを意図して、一括で支給する手当等をいう。
- (6) 経験者加算金 補助事業者が、別表第 3 に掲げる条件を満たす採用移住者に対し、一括で支給する手当等をいう。
- (7) 移住支援金等 移住支援金及び経験者加算金をいう。
- (8) 受給者 補助金の交付を受けて移住支援金等を支給した採用移住者をいう。

(補助対象事業、補助対象経費及び補助率)

第 4 条 補助対象事業、補助対象経費及び補助率については、別表第 4 に定めるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第 5 条 補助事業者は補助金の交付を受けようとするときは、別記第 1 号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第6条 知事は、前条第1項の規定による申請が適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、別記第2号様式による補助金の交付の決定及び額の確定通知書をもって、当該補助事業者はその旨を通知するとともに、補助金を交付するものとする。ただし、補助事業者が別表第5のいずれかに該当すると認めるとき又は県税の滞納が認められるときを除く。

(補助金の交付の決定の取消し)

第7条 知事は、前条の規定により補助金の交付の決定を行った場合において、補助事業者が別表第5に掲げるいずれかに該当したとき、又は次の各号に定めるいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱に規定する申請書及び関係書類の記載内容に虚偽又は不正等があることが明らかになったとき。
 - (2) 正当な理由なく、第12条に規定する調査等を拒んだため、補助金の適正な交付に関し必要な確認をすることができなくなったとき。
 - (3) 正当な理由なく、雇用の日から5年未満で採用移住者が補助事業者を退職又は高知県から転出したとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、補助金の交付等に関し、正当な理由なく知事の指示に従わなかったとき。
- 2 前項の第1号から第3号までに掲げる場合における取消しの額は、別表第6に定めるとおりとする。
- 3 知事は、第1項の規定に基づき補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すときは、理由を付して通知するものとする。

(補助金の返還等)

第8条 知事は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定を取消したときは、期限を定めて当該補助金を返還させるものとする。

(加算金及び延滞金)

第9条 補助事業者は、第7条の規定に基づく補助金の交付の決定の取消しに係る補助金の返還を命ぜられたときは、当該命令に係る補助金の受領の日から返還の日までの日数に応じ、補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。ただし、補助金の交付の決定の全部又は一部の取消しの理由が第7条第1項第3号の規定による場合を除く。

- 2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、その納付額は、まず当該返還を命ぜられた補助金の額に充てられたものとする。
- 3 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセン

トの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

- 4 前項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を命ぜられた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、当該納付額を控除した額によるものとする。
- 5 第1項又は第3項の規定による加算金又は延滞金の額を計算する場合における年当たりの割合は、^{じゅん}閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了した場合は、別記第3号様式による実績報告書に
関係書類を添えて、補助事業の完了の日の属する年度の3月15日までに知事に提出しな
なければならない。

(補助金の額の確定及び補助金の交付)

- 第11条 知事は、前条の規定により実績報告書を受理した場合において、当該報告に係る
補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認
めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、別記第4号様式による額の確定通知書に
より当該補助事業者へ通知するとともに、補助金を交付するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、確定した補助金の額が、第6条の規定により通知した補助
金の交付決定額と同額である場合は、同項の通知を省略することができる。

(調査等)

- 第12条 知事は、補助金の適正な交付を確保するため、補助事業者に対し、関係書類の提
出を求め、事業所等に立ち入り、関係者に質問する等の調査を行うことができる。
- 2 補助事業者は、前項の規定による調査を受けたときは、これに応じなければならない。
 - 3 補助事業者は、受給者の雇用の日から5年間、毎年4月30日までに別記第1号様式別
表により、4月1日時点の受給者の雇用の状況を知事に報告しなければならない。
 - 4 前項の規定にかかわらず、補助事業者は、受給者が離職した場合は、速やかに知事に
報告しなければならない。

(補助事業に関する書類の保存)

第13条 補助事業者は、補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当
該収入及び支出についての証拠書類とともに補助事業の終了の翌年度から起算して5年
間保管しなければならない。

(情報の開示)

第14条 知事は、補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知
県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非
開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

(委任)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和 6 年 6 月 21 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この要綱は、令和 9 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、第 7 条、第 9 条及び第 12 条から第 14 条までの規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第3条関係）

補助事業者	定義
乗合バス事業者	県内に本社を置き、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号（イ）に基づく一般乗合旅客自動車運送事業を営む者であって、市町村を跨ぐ広域的路線を運行する交通事業者
軌道事業者	県内に本社を置き、軌道法（大正10年法律第76号）に基づく運送事業を営む交通事業者
鉄道事業者	県内に本社を置き、鉄道事業法（昭和61年法律第92号）に基づく鉄道事業を営む交通事業者
空港グランドハンドリング事業者	高知龍馬空港の地上支援業務を受託する事業者

別表第2（第3条関係）

採用移住者の条件	<p>次の各号に掲げる事項の全てに該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> （1） 雇用の日が県外から高知県への移住の日より1年以内であること。 （2） 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。 （3） 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている補助事業者への就業でないこと。 （4） 週20時間以上の雇用契約に基づいて就業していること。 （5） 採用日（最初の雇用契約日）が令和8年度であること。 （6） 雇用された補助事業者に、補助金の申請日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。 （7） 県税の滞納がないこと。 （8） 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
----------	---

別表第3（第3条関係）

従事する業務	経験者加算金の条件
運転士（バス）	大型自動車第二種運転免許を保有
運転士（軌道）	乙種電気車運転免許を保有
運転士（鉄道）	甲種内燃車運転免許を保有
空港グランドハンドリング	1年以上の業務経験あり

別表第4（第4条関係）

補助対象事業及び 補助対象経費	補助率 (上限額)	備考
移住支援金	1/2 〔 世帯での移住の場合 50 万円、 単身での移住の場合 30 万円 〕	1. 令和9年3月15日までに採用移住者に支給されたものを補助対象とする。 2. 下記のいずれかに該当する場合は補助対象外とする。 ①採用移住者が、「高知県地方創生移住支援事業」に基づく、移住支援金の受給要件を満たす場合 ②採用移住者が過去に受給者となっている。 ③採用移住者が過去に受給者の同一世帯の者となっている。
経験者加算金	1/2 (25 万円)	令和9年3月15日までに採用移住者に支給されたものを補助対象とする。

上記世帯での移住の場合については、次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ①採用移住者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。
- ②採用移住者を含む2人以上の世帯員が雇用の日に同一世帯に属していること。
- ③採用移住者を含む2人以上の世帯員がいずれも、雇用の日の1年前までに高知県内に移住していること。
- ④2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

別表第5（第6条、第7条関係）

- (1) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下この条において「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下この条において同じ。）であるとき。
- (2) 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- (3) その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下この条において同じ。）が暴力団員等であるとき。
- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- (5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- (7) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- (8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- (9) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- (10) その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (11) 県税の滞納があるとき。

別表第6（第7条関係）

補助金の交付の 決定の取消	適用の条件	備考
個々の採用移住者に 係る補助金の全額	(ア) 虚偽又は不正のある申請等をした場合（第1号該当） (イ) 正当な理由なく調査等を拒んだ場合（第2号該当） (ウ) 正当な理由なく雇用の日から3年未満に採用移住者 が補助事業者を退職した場合（第3号該当） (エ) 正当な理由なく雇用の日から3年未満に採用移住者の 勤務地が高知県外となった場合（第3号該当）	(ウ) 及び (オ) の正当な理由の例 (1) 補助事業者の倒産 (2) 採用移住者の死亡 (3) 病気や怪我による採用移住者の労働能力の喪失 (4) 災害によるもの (5) (1) から (4) に掲げるもののほか、知事がやむを得ないと認めるとき。
個々の採用移住者に 係る補助金の半額	(オ) 正当な理由なく雇用の日から3年以上5年以内に 採用移住者が補助事業者を退職した場合（第3号該当） (カ) 正当な理由なく雇用の日から3年以上5年以内に採用 移住者の勤務地が高知県外となった場合（第3号該当）	

別記

第1号様式（第5条関係）

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

（申請者）
所 在
会 社 名
役 職 ・ 氏 名
申請担当者氏名

令和 年度高知県バス運転士等確保支援事業費補助金交付申請書

高知県バス運転士等確保支援事業費補助金交付要綱第5条第1項の規定により、別表等
関係書類を添えて補助金 円の交付を申請します。

1. 申請内容の区分（該当事業の□欄に印を付してください。）

- 移住支援金のみ
- 経験者加算金のみ
- 移住支援金と経験者加算金の両方

別表（別記第1号様式関係）

会社名：

作成日：

（単位：円）

採用移住者				移住支援金			経験者加算金			計		各年度4月1日時点の雇用状況				
番号	氏名	移住の状況 (世帯又は単身)	雇用の日	支給日	支給額 (A)	補助 申請額 (B)	支給日	支給額 (C)	補助申請額 (D)	支給額 (A) + (C)	補助申請額 (B) + (D)	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
1																
2																
3																
4																
計																

添付書類

- 1 世帯全員の住民票
- 2 補助事業者での雇用を確認できる書類
- 3 採用移住者が、本県において県税の滞納がないことを証する証明書
- 4 補助事業者が、本県において県税の滞納がないことを証する証明書又は、県税完納情報の提供に係る同意書（※1）及び本人確認書類の写し（※2）

※1：税務課が別に定める「県税完納情報提供事務処理要領」における第4号様式。

※2：補助事業者が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証、健康保険被保険者資格証明書の写し等。

補助事業者が法人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、健康保険被保険者資格証明書の写し等。

（注）マイナンバーカードは表面のみコピー（裏面はマイナンバーカードの表示があるため、提出は不可とする。）、健康保険被保険者資格証明書の保険者番号及び被保険者など記号・番号は復元できない程度にマスキング処理を施す等してください。

- 5 採用移住者が経験等を有することを確認できる書類（※経験者加算金の支給がある場合のみ）
 運転士：有効な免許証の写し
 空港グランドハンドリングスタッフ：職歴を確認できる書類（様式任意。ただし本人の署名があるものに限る。）
- 6 離職理由説明書（第12条3項に基づく、雇用状況の報告で、離職者ありの報告をする場合：様式自由）

別表（別記第1号様式関係）記載例

会社名：

作成日：

（単位：円）

採用移住者				移住支援金			経験者加算金			計		各年度4月1日時点の雇用状況				
番号	氏名	世帯 又は 単身	雇用の日	支給日	支給額 (A)	補助申請額 (B)	支給日	支給額 (C)	補助申請額 (D)	支給額 (A) + (C)	補助申請額 (B) + (D)	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
1	山田 海男	世帯	R6.5.1に有期 雇用契約。 R6.11.1に無 期雇用契約	R6.6.15	1,000,000	500,000				1,000,000	500,000					
2	草野 花子	単身	R6.5.1に無期 雇用契約	R6.6.15	600,000	300,000	R6.6.15	500,000	250,000	1,100,000	550,000					
3																
計					1,600,000	800,000		500,000	250,000	2,100,000	1,050,000					

雇用状況を報告する際は「在職」又は「離職」と記入してください。

添付書類

- 1 世帯全員の住民票
- 2 補助事業者での雇用を確認できる書類
- 3 採用移住者が、本県において県税の滞納がないことを証する証明書
- 4 補助事業者が、本県において県税の滞納がないことを証する証明書又は、県税完納情報の提供に係る同意書（※1）及び本人確認書類の写し（※2）
 ※1：税務課が別に定める「県税完納情報提供事務処理要領」における第4号様式。
 ※2：補助事業者が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証、健康保険被保険者資格証明書の写し等。
 補助事業者が法人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、健康保険被保険者資格証明書の写し等。
 （注）マイナンバーカードは表面のみコピー（裏面はマイナンバーカードの表示があるため、提出は不可とする。）、健康保険被保険者資格証明書の保険者番号及び被保険者など記号・番号は復元できない程度にマスキング処理を施す等してください。
- 5 採用移住者が経験等を有することを確認できる書類（※経験者加算金の支給がある場合のみ）
 運転士：有効な免許証の写し
 空港グランドハンドリングスタッフ：職歴を確認できる書類（様式任意。ただし本人の署名があるものに限る。）
- 6 離職理由説明書（第12条3項に基づく、雇用状況の報告で、離職者ありの報告をする場合：様式自由）

第2号様式（第6条関係）

高知県指令 第 号

補助事業者名 様

令和 年度高知県バス運転士等確保支援事業費補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付け第 号で申請がありました令和 年度高知県バス運転士等確保支援事業費補助金については、下記の条件により金 円を交付することに決定し、高知県バス運転士等確保支援事業費補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

令和 年 月 日

高知県知事

記

1. 補助事業に係る手続については、高知県バス運転士等確保支援事業費補助金交付要綱の定めるところに従わなければなりません。

第3号様式（第10条関係）

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

所 在
会 社 名
役 職 ・ 氏 名

令和 年度高知県バス運転士等確保支援事業費補助事業実績報告書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付決定通知がありました事業の完了実績について、高知県バス運転士等確保支援事業費補助金交付要綱第10条の規定により、別表等関係書類を添えて報告します。

1. 報告内容の区分（該当事業の□欄に印を付してください。）

- 移住支援金のみ
- 経験者加算金のみ
- 移住支援金と経験者加算金の両方

※振込先

金融機関名		店舗名	
預金種別	普通・当座	口座番号	
口座名義人（カナ）			

別表（別記第3号様式関係）

（単位：円）

会社名：

作成日：

採用移住者				移住支援金			経験者加算金			計	
番号	氏名	移住の状況 (世帯又は単身)	雇用の日	支給日	支給額 (A)	補助 申請額 (B)	支給日	支給額 (C)	補助申請額 (D)	支給額 (A) + (C)	補助申請額 (B) + (D)
1											
2											
3											
4											
計											

添付書類

- 1 補助事業者から採用移住者への移住支援金等の支給を確認することができる書類

第4号様式（第11条関係）

高知県指令 第 号

補助事業者名 様

令和 年度高知県バス運転士等確保支援事業費補助金の額の確定通知書

令和 年 月 日付け第 号をもって実績報告がありました補助金については、高知県バス運転士等確保支援事業費補助金交付要綱第11条第1項の規定により、下記のとおり確定しましたので、通知します。

記

補助金の確定額 金 円